

第 58 類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

注

- 1 この類には、第 59 類の注 1 の紡織用繊維の織物類で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの及び第 59 類のその他の物品を含まない。
- 2 第 58.01 項には、よこパイル織物で、その浮糸を切らず、起毛したパイルを有しないものを含む。
- 3 第 58.03 項において「もじり織物」とは、その組織の全部又は一部において地たて糸及びこれに絡まるもじりたて糸が 1 本以上のよこ糸ごとに 1 以上の絡み目を作っているものをいう。
- 4 第 58.04 項には、第 56.08 項のひも又は綱から製造した結び網地を含まない。
- 5 第 58.06 項において「細幅織物」とは、次のいずれかの物品をいう。
 - (a) 幅が 30 センチメートル以下の織物（切つて幅を 30 センチメートル以下にしたものを含むものとし、両側に織込み、のり付けその他の方法により作つた耳を有するものに限る。）
 - (b) 袋織物で平らにした幅が 30 センチメートル以下のもの
 - (c) 縁を折つたバイアステープで縁を広げた幅が 30 センチメートル以下のもの
織物自体の糸により縁に房を付けた細幅織物は、第 58.08 項に属する。
- 6 第 58.10 項においてししゅう布には、金属糸又はガラス繊維の糸によりししゅうした物品で紡織用繊維の織物類の基布が見えるもの及び紡織用繊維その他の材料の薄片、ビーズ又は装飾品を縫い付けてアプリーケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物（第 58.05 項参照）を含まない。
- 7 この類には、第 58.09 項の物品のほか、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の物品を含む。

備考

- 1 この類においては絹には、絹ノイルその他の絹くずを含む。